○叙勲

旭日双光章を授ける
花田　剛

旭日単光章を授ける（以上九月二十五日）
小玉　春三

旭日単光章を授ける
冨澤　敏雄

旭日双光章を授ける
岡田　武志　岸　守江　平原　靖章

旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）
小西　禮八　志茂　弘

旭日単光章を授ける（各通）（九月二十八日）
（燕市議会議員）
田村　善典
（長野県議会議員）
吉岡　勝三

旭日中綬章を授ける（十月十二日）
石田沿一郎

瑞宝中綬章を授ける
（信州大学名誉教授）
宇津　雄平
（信州大学名誉教授）
古閑　良裕
三好　環

瑞宝小綬章を授ける（各通）
足立　滋　海老原善一
小林　光雄　津本　宗禎
湯本　安雄　吉住　英策

瑞宝双光章を授ける（各通）
大川　正一　大谷　尚美　徳丸　正教
西谷　佳秋　三代　百祥

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）
（東京大学名誉教授）
北澤　宏一

瑞宝中綬章を授ける
金子　公洋　小松　郁郎　篠田　俊雄
寺澤　忠　冨岡　宏
松本　陽三　望月　武重

瑞宝双光章を授ける（各通）
市川　明　境　三郎　筒井　昭一
根本　四郎　藤野　道雄　渡邊　隆一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十六日）
佐藤　寛

瑞宝小綬章を授ける
池田　正文　小西　孝造

瑞宝双光章を授ける（各通）
相本　照一　伊佐田高雄
奥本　滿男　歩濱純一郎
（愛知県警部補）
高島　勇　立川　耕三
齊藤　清明　山崎　茂義

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）
飯塚　英策

瑞宝中綬章を授ける
宇佐美敏雄　大島　康宏
北川　利男　北原　誠
向後　利一　坂井　求
高橋　久夫　西牧　宏樹
渡邊　國雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
大浦　達也　御辺　道雄
金子　学　村上　弘之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十八日）
武野谷　玲　丹野　孝　和田　俊二

瑞宝双光章を授ける（各通）
廣田　隆

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十九日）
上山　國隆

瑞宝小綬章を授ける
柴田　健司

瑞宝双光章を授ける（以上十月一日）
オランダ王国国王
ウィレム・アレキサンダー陛下

大勲位菊花章頸飾を贈進する
オランダ王国王妃
マキシマ陛下（女）

宝冠大綬章を贈進する
オランダ王国外務大臣
エー・ジー・クーンデルス

同国王室府長官
エイチ・ジー・ジェイ・カンプ

同国経済大臣
エム・くニス

旭日大綬章を贈与する（各通）
ジェイ・ヒー・デル・ロウ

同国国王陛下付侍従武官長、陸軍少将
シー・ブレーズフェルド

同国王室官房府長官
エー・ティ・エス・ゼルハウト

同国王室府式部官長
旭日重光章を贈与する（各通）
エス・ジェイ・エイチ・スミッツ

同国外務省対外経済関係総局長
エス・エー・エム・クレイン・スヒップホルスト

同国王室府侍従長
ジェイ・デ・ブール

同国人（オランダ産業経営者連盟会長）
エー・エム・クリンス・ル・ロワ・ファン・ミュンスター・ファン・ヒュースフェン（女）

同国国王陛下付侍従武官、陸軍中佐
ティ・ピー・ボーフォート

同国国家情報総局部長
エイチ・ディ・エス・クアルレス・ファン・ウッフォルド

旭日中綬章を贈与する（各通）（以上十月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月一日アルジェリア国の国祭日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日ルワンダ国の独立記念日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年11月５日

農林水産大臣　西川　公也

サロマ湖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1) 漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2) 縦覧の期間　平成26年11月５日から平成26年11月25日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局網走開発建設部、北見市役所、湧別町役場及び佐呂間町役場

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼　玉　県
みさと協立病院、メンタルクリニック　みさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田

千　葉　県
東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、新松戸南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、野田南部歯科、東葛歯科、野田南部歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、江戸川台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーションそよかぜ、松戸なのはな訪問看護ステーション、野田南部訪問看護ステーションそよかぜ、わかくさ訪問看護ステーション及び柏豊四季訪問看護ステーション

東　京　都
代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション及びはたがや協立診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県民医連労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久